



News

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、また知的財産Newsletterをお読み頂きまして、誠に有難うございました。お陰様で、本Newsletterの配信を開始してから早5年が経過し、本年より6年目を迎えさせて頂くことになりました。本年も本Newsletterが皆様の知的財産関連業務に少しでもお役立て頂ければ幸甚でございます。

振り返るに、2021年は記念すべき東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。新型コロナウイルス感染問題は未だ終息をみませんが、ワクチン接種の普及等により、少しずつ落ち着きを取り戻しつつあるようにも思われます。1日でも早く、事態が収拾することを祈るばかりです。

2021年の知財動向ですが、5月に特許法等の改正法が成立しました。この改正法では、①特許権侵害訴訟において裁判所が広く第三者から意見募集を行うことを可能にする制度、②特許権者が訂正審判請求及び訂正請求を行う場合に、通常実施権者等の承諾を不要とする制度、③無効審判等の口頭審理をオンライン(ウェブ会議)システムにて行うことを可能にする制度等が新たに設けられました。海外に目を向けるに、中国において専利法(特許法)が12年ぶりに大幅改正されました。この改正では、①権利保護の強化(懲罰的賠償制度、法廷賠償額の引き上げ)、②新薬特許期間補填制度の導入、③開放許諾制度の導入、④意匠制度の整備など、多岐に亘って法改正がなされました。これらの法改正動向は、本Newsletterにて紹介しておりますので、バックナンバーをご覧ください。

弊所の知的財産プラクティスグループは、知的財産分野において刻々と変化する法律・判例・実務の動きに迅速・柔軟に対応し、国内外の知財案件において質の高いリーガルサービスを提供できる体制を整えております。旧年は、Chambers Asia Pacificにおいて5年連続でランクインをした他、Asian Legal Business(ALB)2021年5月号のIP Rankings 2021において5年連続でJapan DomesticのPatents部門において高い評価(Tier 1)を得ました。またJapan DomesticのTrademarks/Copyright部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。今後も、より一層の陣容拡大及び体制強化に努めてまいります。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー弁護士 重富貴光



Contents

新年のご挨拶

特許侵害

輸液製剤の輸液容器内の「室」の意義について原審と異なる解釈がされ、 特許侵害が認められた事例

知財高裁(2部)令和3年11月16日判決〔含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤〕事件〕

商標

商標法50条2項の立証責任及び範囲について争われた事例

知財高裁(2部)令和3年11月4日判決〔三相乳化事件〕

著作権

応用美術の著作物性

東京地裁(29部)令和3年4月28日判決〔タコの滑り台事件〕

不正競争

不妊治療の際の卵子等のガラス化凍結保存・加温融解に用いる医療関連器具の広告における 「解凍後100%生存」等の記載が品質誤認と判断された事例

知財高裁(2部)令和3年3月30日判決〔「100%生存」事件〕

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

輸液製剤の輸液容器内の「室」の意義について原審と異なる解釈がされ、特許侵害が認められた事例

黒田 佑輝
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和3年11月16日判決((令和3年(ネ)第10007号))裁判所ウェブサイト「[含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤]事件」

裁判例はこちら

本件は、Xが、Yが製造している容器に充填された輸液製剤(Y製品)が、控訴人の特許権(本件特許権)を直接・間接に侵害するとして、輸液製剤の差止及びその廃棄を求めた事案です。

原審はY製品が、本件特許権の技術的範囲に属さないとして請求を棄却したのに対し、知財高裁は、異なるクレーム解釈をとって請求を認容しました。なお、本件の争点は多岐にわたるため、本稿では、原審と異なる判断に至る理由となったクレーム解釈の一部を紹介します。

侵害が主張された請求項のうち、請求項10は以下のようなものでした(無効審判での訂正後のもの。強調部は筆者による。)

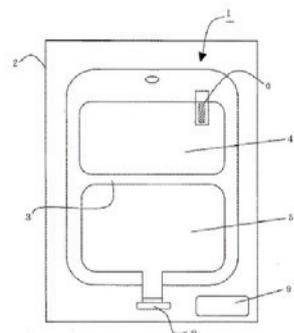
「複室輸液製剤の輸液容器において、含硫アミノ酸および亜硫酸塩からなる群より選ばれる少なくとも1種を含有する溶液を収容している室と別室に鉄、マンガンおよび銅からなる群より選ばれる少なくとも1種の微量金属元素を含む液が収容された微量金属元素収容容器を収納し、微量金属元素収容容器は熱可塑性樹脂フィルム製の袋であることを特徴とする輸液製剤の保存安定化方法であって、前記溶液は、アセチルシステインを含むアミノ酸輸液であり、前記輸液容器は、ガスバリアー性外袋に収納されており、前記外袋内の酸素を取り除いた、保存安定化方法。」

本件の発明は、患者の治療に用いる輸液を輸送容器に充填した輸液製剤であり、複数の成分を容器内の別々の「室」に保存し、使用時に混合することで、輸液が変質しないようにするというものでした。実施例には以下のような図が掲載されています。

外袋2に輸送容器1が入れられており、輸送容器は、第1室4と、第2室5に分かれています。そして、第1室の中には、微量金属元素収容容器6が収納されています。このような構造のため、保管時には、第1室と、第2室、微量金属元素収納溶液のそれぞれに最大3種類の成分を収納できる一方で、使用時にそれぞれ

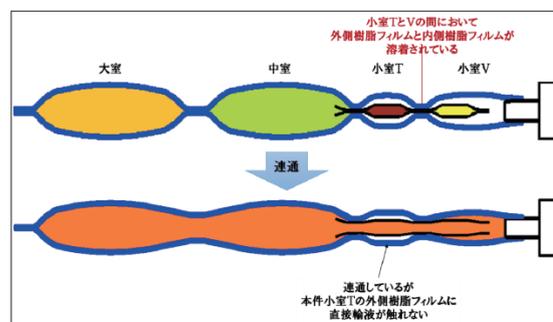
の隔壁を破ることで成分を混合できるという構造になっています。ここで、微量金属元素収容容器が収納されている第1室には、輸液成分を保管することができるほか、仮に保管時には輸液を充填しない構成を採用したとしても、使用時には輸液が流れ込むことになります。

【控訴人製品】



これに対して、Y製品の断面図は、以下のようになっていました。Y製品は、大室、中室、小室T及び小室Vの4つの区画から構成され、それぞれに異なる輸液の成分が充填されています。そして、そのうち、小室Tの中に、微量金属元素収納容器に相当する「本件袋」が設けられていました。ところが、小室Tと微量金属元素収納容器の間の空間には、保管時はもちろん、使用時にも輸液が流れ込みません。そのため、このような構造である小室Tが、請求項10にいう「別室に…微量金属元素収納容器を収納し」という「室」に該当するかどうかが問題となりました。

【Y製品】



次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

原審は、明細書の記載を解釈したうえで、「本件各発明の課題解決の点における特徴的な技術的構成は、微量金属元素収容容器を、含硫アミノ酸を含有する溶液と同じ室ではなく、同室と連通可能な他の室に収納するという構成を採用したところにあるものというべきである。そして、これは、連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器であることを前提として、その複数の各「室」については、それぞれ異なる輸液を充填して保存するための構造となっており、上記の微量金属元素収容容器を収納する「室」は、含硫アミノ酸を含有する溶液とは異なる輸液の充填・保存のための構造となっている「室」とであるという技術的構成が採用されたものということができる。」と述べました。すなわち、「室」と呼べるためには輸液が充填できることが必要であると解したことになります。その結果、小室Tと「本件袋」の間には輸液が充填されることがないから、構成要件を充足しないと判断しました。

他方で、知財高裁は、「室」の意義を解釈するにあたっては、一般的な「へや」や「物を入れる所」という意味に加えて、輸送容器の技術分野で用いられる「室」の意義を考慮することが相当であると述べたうえで、原審が判決で言及していない出願日前後の文献を検討したうえで、「室」は、「基本的に、輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間であって、輸液を他の輸液と分離して収容しておくために仕切られた相対的に大きな空間を指すものとして用いられ」と解釈しました。すなわち、輸液を充填できるかではなく、輸液を分離できるかを「室」判断の基準としました。その上で、輸液を分離する構成としては、本件袋を構成する内側の樹脂フィルムのみならず、小室Tを構成する外側の樹脂フィルムも重要な意味を持つとして、小室Tが「室」に該当すると認めました。

本件は、地裁と知財高裁で異なるクレーム解釈が採用され、その結果異なる結論が導かれた事例として参考になるものと思われま

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標法

商標法50条2項の立証責任及び範囲について争われた事例

和田 祐以子

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和3年11月4日判決(令和3年(行ケ)第10061号)裁判所ウェブサイト〔三相乳化事件〕

裁判例はこちら

本件訴訟は、商標の不使用取消審判請求に係る審決(請求不成立=不使用取消はしない)の取消しを求める審決取消訴訟です。

対象商標(登録第4776699号。本件商標)は、下記のとおり内部に「三」「相」「乳」「化」の白抜き文字を書いた4つの黒色略四角形からなる商標であり、指定商品は第3類「せっけん類、化粧品、香料類」でした。



原告(X)は、本件商標の上記指定商品のそれぞれについて、「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術」(特定乳化技術)を用いて製造したものであるか否かという基準により区分して、商標の不使用を理由とする6件の商標登録一部取消審判請求(商標法50条1項)を同時請求しました¹。

被告(Y)は、上記6件の審判請求のうち、5件の審判請求については争わず、「化粧品(界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品を除く。)」(本件請求商品)を対象とする審判請求(本件審判請求)についてのみ争い、その結果、本件審判請求については請求不成立の審決(本件審決)が下されました。そこで、Xは、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起しました。

知財高裁は、特許庁の判断を支持し、Xの請求を棄却しました。本件訴訟における主要な争点は、「(本件商標の使用

に係る化粧品が)特定乳化技術を用いて製造したものであるかが明らかでない」場合にも、本件請求商品についての本件商標の使用が認められるか否かです。

この争点について、知財高裁は、まず、商標法50条2項の規定に照らし、本件請求に係る指定商品である本件請求商品についての本件商標の使用の主張立証責任は、商標権者であるYにあると判断しました。

その上で、本件の事情に鑑みて、どの範囲の事実をYにおいて主張立証すれば本件請求商品についての本件商標の使用の主張立証責任が尽くされたと言えるかについて、以下のとおり判断しました。

- ・ 要証期間(不使用取消審判請求の登録前3年間)における本件商標の指定商品は「せっけん類、化粧品、香料類」であり、特定乳化技術を用いて製造したものであるか否かは、本件商標の指定商品を限定する要素とはなっていなかった。
- ・ 本件商標の指定商品を特定乳化技術を用いて製造したものであるか否かという基準により区分したのは審判請求人であり、Yは自ら指定商品を限定していない。
- ・ 特定乳化技術を用いて製造したか否かという基準による区分は、一般的、類型的に用いられる基準とは言い難く、そもそも当該基準によって指定商品「化粧品」を更に区分すること自体、指定商品を識別するための区分として相当なものと言えないか疑問がないとは言えない。
- ・ 指定商品「化粧品」についてみると、「特定乳化技術を用いない化粧品」を対象とする本件審判請求と対となる、

¹ 指定商品「化粧品」については、①「化粧品(界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品を除く。)」と②「界面活性剤を使用せず、その代わりに親水性ナノ粒子の物理的作用力を利用した乳化技術を用いて製造した化粧品」とに区分し、それぞれ商標登録一部取消審判を請求しました。指定商品「せっけん類」「香料類」についても同様に二区分してそれぞれ商標登録一部取消審判を請求しました。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「特定乳化技術を用いた化粧品」を対象とする不使用取消審判請求(対の審判請求)については商標取消審決がされて審判の確定登録がされている。

- ・ 上記事情を踏まえると、Yは、本件審判請求と、特定乳化技術を用いて製造した化粧品を対象とする対の審判請求を通じてみると、指定商品「化粧品」についての本件商標の使用を立証すれば足り、Yにおいて、要証期間内における「化粧品」に該当する商品についての本件商標の使用を立証した場合には、観念上、当該商品が本件請求商品の範ちゅうに含まれるときは少なくとも本件審判請求が、当該商品が対の審判請求に係る指定商品の範ちゅうに含まれるときは少なくとも対の審判請求が成り立たないというように、本件審判請求又は対の審判請求のいずれかは少なくとも成り立たない関係にあるものというべきであって、その場合に、当該商品が本件請求商品の範ちゅうに含まれるか、対の審判請求に係る指定商品の範ちゅうに含まれるかが明確でないとの理由で、いずれの請求も成立すると判断することは、許されない。このことは、商標法50条2項が、被請求人において、審判請求に係る指定商品又は指定役務の「いずれかについて」の登録商標の使用を証明すれば足りると定めていることにも沿うものである。以上のような観点に照らすと、対の審判請求についてその対象とする指定商品の範囲で本件商標の登録を取り消す旨の審決がされ、審判の確定登録がされている本件においては、Yの使用に係る「化粧品」に該当する商品が、特定乳化技術を用いて製造したものか否かが明らかでないとしても、当該商品は、特定乳化技術を用いて製造したものではないと推認されると解するのが相当である。

本件は、指定商品を一般的でない区分で択一的に二分して同日請求された不使用取消審判請求において、区分前の指定商品についての商標使用が認められたケースにつき、択一関係にある(区分後の)指定商品についての不使用取消審判(対となる審判請求に係る審判)の確定等を理由に、もう一方の(区分後の)指定商品についての商標使用を推

認するという判断を示したものであり、事例判決ではありませんが、複数の一部取消審判同時請求の事案の取扱いに関し参考になると思いますので、ご紹介させていただきます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

著作権

応用美術の著作物性

田中 想音

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和3年4月28日判決(令和元年(ワ)第21993号)裁判所ウェブサイト〔タコの滑り台事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、Xが、Yに対し、Xが製作したタコの形状を模した本件X滑り台が美術の著作物等に該当し、Yがタコの形状を模した公園の遊具である滑り台2基を製作した行為が、いずれも、Xが有するX滑り台に係る著作権(複製権又は翻案権)を侵害すると主張して、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案です。本件では、本件X滑り台の著作物性が主要な争点となったところ、裁判所は著作物性を否定してXの請求を棄却しました。

【本件X滑り台】

〈正面〉



〈右側面〉



〈左側面〉



〈背面〉



【Yが製作した滑り台のひとつ】

〈正面〉



〈右側面〉



〈左側面〉



〈背面〉



2. 裁判所の判断

(1) 応用美術の著作物性について

裁判所は、はじめに、「本件X滑り台は、利用者が滑り台として遊ぶなど、公園に設置され、遊具として用いられることを前提に製作されたものであると認められる。したがって、本件X滑り台は、一般的な芸術作品等と同様の展示等を目的とするものではなく、遊具としての実用に供されることを目的とするものである」として、本件X滑り台がいわゆる「応用美術」に該当すると認定しました。

そのうえで、裁判所は応用美術の著作物性について、次の一般論を提示しました。

- 実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されている美的創作物(いわゆる応用美術)が、著作権法2条1項1号の「美術」の範囲に属するものとして著作物性を有するかについては、同法上、「美術工芸品」が「美術の著作物」に含まれることは明らかであるものの(著作権法2条2項)、それ以外の応用美術に関しては、明文の規定が存在しない。
- 著作権法2条2項は、単なる例示規定と解すべきであり、応用美術のうち、「美術工芸品」以外のものであっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものについては、「美術」の範囲に属するもの(同法2条1

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

項1号)である「美術の著作物」(同法10条1項4号)として、保護され得ると解するのが相当である。

(2)「美術工芸品」該当性について

裁判所は、次のように判示し、本件X滑り台が「美術工芸品」として、美術の著作物に該当するとは認められないと判断しました。

- 著作権法10条1項4号が「美術の著作物」の典型例として「絵画、版画、彫刻」を掲げていることに照らすと、同法2条2項の「美術工芸品」とは、同法10条1項4号所定の「絵画、版画、彫刻」と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解すべきであり、仮に一品製作的な物であったとしても、そのことをもって直ちに「美術工芸品」に該当するものではない。
- 本件X滑り台は、自治体の発注に基づき、遊具として製作されたものであり、主として、遊具として利用者である子どもたちに遊びの場を提供するという目的を有する物品であって、「絵画、版画、彫刻」のように主として鑑賞を目的とするものであるとまでは認められない。したがって、本件X滑り台が「美術工芸品」に該当すると認めることはできない。

(3)「美術の著作物」該当性(応用美術)について

裁判所は、本件X滑り台の「美術の著作物」該当性を①タコの頭部を模した部分、②タコの足を模した部分、③空洞(トンネル)部分、④全体の形状の観点から検討し、それぞれ以下のとおり判示して、いずれについても、「美術の著作物」該当性を否定しました。

ア タコの頭部を模した部分について

タコの頭部を模した部分は、本件X滑り台の中でも最も高い箇所に設置されているのであるから、同部分に設置された各開口部は、滑り降りるためのスライダー等を同部分に接続するために不可欠な構造であって、滑り台としての実用目的に必要な構成そのものであるといえる。また、上記空洞は、同部分に上った利用者が、各開口部及びスライダーに移動するために不可欠な構造である上、開口部を除く周囲が囲まれた構造であることにより、最も高い箇所にある踊り場様の床から利用者が落下することを防止する機能を有するといえるし、そのみならず、

周囲が囲まれているという構造を利用して、隠れん坊の要領で遊ぶことなどを可能にしているとも考えられる。

そうすると、本件X滑り台のうち、タコの頭部を模した部分は、総じて、滑り台の遊具としての利用と強く結びついているものというべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

イ タコの足を模した部分について

滑り台は、高い箇所から低い箇所に滑り降りる用途の遊具であるから、スライダーは滑り台にとって不可欠な構成要素であることは明らかであるところ、タコの足を模した部分は、いずれもスライダーとして利用者に用いられる部分であるから、滑り台としての機能を果たすに当たって欠くことのできない構成部分といえる。

そうすると、本件X滑り台のうち、タコの足を模した部分は、遊具としての利用のために必要不可欠な構成であるというべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

ウ 空洞(トンネル)部分について

本件X滑り台には、正面から見て左右に1か所ずつ、スライダーの下部に、通り抜け可能なトンネル状の空洞が配置されていると認められる。この構成は、滑り台としての機能には必ずしも直結しないものではあるが、本件X滑り台は、公園の遊具として製作され、設置された物であり、その公園内で遊ぶ本件X滑り台の利用者は、これを滑り台として利用するのみならず、上記空洞において、隠れん坊などの遊びをすることもできると考えられる。

そうすると、本件X滑り台に設けられた上記各空洞部分は、遊具としての利用と不可分に結びついた構成部分というべきであるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

エ 本件X滑り台全体の形状等について

本件X滑り台のようにタコを模した外観を有することは、滑り

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

台として不可欠の要素であるとまでは認められないが、そのような外観は、子どもたちなどの本件X滑り台の利用者に興味や関心を与えたり、親しみやすさを感じさせたりして、遊びたいという気持ちを生じさせ得る、遊具のデザインとしての性質を有することは否定できず、遊具としての利用と関連性があるといえる。また、本件X滑り台の正面が均整の取れた外観を有するとしても、そうした外観は、前記ア及びイでみたとおり、滑り台の遊具としての利用と必要不可欠ないし強く結びついた頭部及び足の組み合わせにより形成されているものであるから、遊具である滑り台としての機能と分離して把握することはできず、遊具のデザインとしての性質の域を出るものではないというべきである。

そうすると、本件X滑り台の外観は、遊具のデザインとしての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められない。

(4) 結論

以上より、裁判所は、「本件X滑り台は、その構成部分についてみても、全体の形状からみても、実用目的を達するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるものとは認められないから、『美術の著作物』として保護される応用美術とは認められない」と判断しました。

3. まとめ

本件は事例判断にとどまりますが、現在も議論が錯綜している応用美術の著作物性という論点につき、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できる」か否かという基準の下で比較的詳細な認定を行った事例として、上記基準の具体的な適用についての参考になると考え、ご紹介する次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

不正競争

不妊治療の際の卵子等のガラス化凍結保存・加温融解に用いる医療関連器具の
広告における「解凍後100%生存」等の記載が品質誤認と判断された事例

杉野 文香

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和3年3月30日判決(平成31年(ネ)第10008号)裁判所ウェブサイト[「100%生存」事件]

裁判例はこちら

本件は、卵子等のガラス化凍結¹保存・加温融解に用いる医療関連器具を販売するXが、同種の医療関連器具を販売するYに対して、Yのウェブサイトやカタログ(「Y広告」)における表示のうち「解凍後100%生存」、「100%の高い生存率」等の記載がYの販売する製品(「Y製品」)の品質等を誤認させる表示であり、同記載をY広告に表示することは不正競争防止法(「法」)2条1項20号の不正競争に当たるとして、法3条1項に基づき同記載の抹消や損害賠償等を求めた事案です。本件では、Y広告における各種記載が品質誤認に当たるかを判断するに際して、①広告の対象者が誰か、②Y広告における各種表示の意味、③不妊治療における胚の凍結保存の技術であるクライオテック法を実施する際にY製品を用いることで卵子及び胚の100%の生存率が達成できるか等が問題になりました。

原審は、特に③に関して、生存率が100%を下回ることを報告した複数の研究報告について、クライオテック法が完成される前に実施された症例が含まれていたことや胚培養士の技量が未熟であった可能性がある等として、これらの文献によってもY製品が100%の生存率を達成することができないとは認めるに足りないと判断してXの請求を棄却しました。

これに対して、知財高裁は、Y広告の対象者はY広告の各種記載からY製品を用いることで融解後の卵子及び胚は100%生存すると認識するにも関わらず、実際にはY製品を用いても100%の生存率が達成できないとして品質誤認を認めています。以下では、品質誤認の認定に関して、原審と知財高裁とで判断が分かれた③についてまずご紹介したうえで、最後に①②の認定の詳細をご紹介します。

(1) 100%の生存率の達成の可否について(③について)

上述のとおり、原審は、生存率が100%でないことが報告されている文献によっても、Y製品が100%の生存率を達成できないと認定するには足りないと判断しましたが、知財高裁は、各種文献について、「研究報告…における試験はクライオテック法のプロトコルを遵守して行われたものとして認められる」、「研究報告…に係る試験において、あえて異常卵子を使用したとは考え難い、卵子の生存判定の方法についても、臨床の現場で一般的に承認されている方法…と異なる方法によったとも考え難いから、正常な卵子を用い、臨床の現場で一般的に承認されている方法で卵子の生存判定をしたものと認められる」と認定し、そのような研究報告で生存率が100%でないことが報告されている以上、Y製品によっても100%の生存率は達成されないとしてY広告の表示が品質誤認であると判断しました。

(2) Y広告の対象者(①について)

知財高裁は、「Y製品は、不妊治療に用いられる器具であり、卵子や胚を凍結保存するためのものであるから、不妊治療を受けたい患者がY製品を購入することは考え難いこと」、「Yは、Y製品を不妊治療施設にのみ販売していること」を認定し、Y広告の対象者を「不妊治療施設及び同施設に所属する医療関係者」と判断しました。

(3) Y広告の各表示の意味(②について)

そのうえで、Y広告の各表示(下記参照)を見た需要者(医療関係者)は、当該広告が「クライオテック法のプロトコルを遵守して、Y製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合、融解後の生存率は100%となる」ということを表示したものと認識すると認定しました。

¹ 「ガラス化凍結」とは、「不妊治療において採卵した卵子を凍結するに当たり、高濃度の凍結抑制剤を利用して細胞内の水分を相当部分除去して、これを液体窒素にすぐに浸す超急速凍結法であり、細胞の90%を占める水分がその凍結過程で鋭い結晶を形成して細胞を損傷することを防ぐことができる」ものである。

次ページへ続く ➔

【Y広告の各表示(一部抜粋)】

- ・「ついに解凍後100%生存の画期的な凍結手法「The Cryotec Method」の開発に成功!」
- ・「生存率100%を実現、クライオテックの凍結保存」
- ・「卵子と胚で同一のプロトコールで100%の高い生存率が得られます。」

これに対して、Yは、「Y製品を使用して凍結保存した卵子、胚が融解後に100%生存するためには、Y製品を使用して凍結保存、融解をする医療関係者が、Yが行う技術講習会に参加してクライオテック法の正しいプロトコールを正確に習得し、100%の生存率を達成できることの認定登録を受ける必要がある」ことがY広告には表示されており、どのような条件であっても100%の生存率が達成されるとは認識されていないと主張しました。しかし、知財高裁は、「Y広告には、クライオテック法のプロトコールを遵守するためには、特別な訓練等が必要であるとの記載はない」、「『国内の不妊治療施設の方でも、当センター開催の技術ワークショップで使用方法(ガラス化法)のトレーニングを受け、審査に合格されれば、どなたでも自由にCryotech JapanのHPから購入することが出来ます(クレジットカード可)。』…との記載があると認められるが、この記載は、Y広告が掲載されたウェブページとは別のウェブページに記載されている」といった理由から、「Y広告に接した医療関係者が、クライオテック法を使用するためには、被控訴人が行う技術講習会に参加してクライオテック法の正しいプロトコールを正確に習得し、100%の生存率を達成できることの認定登録を受ける必要があるとまで認識すると認めることはできない」等と判断し、Yの主張を退けています。

広告物に断定的な表現(例えば本件事案における「100%」といったようなもの)を用いる場合には、景表法の問題だけでなく、品質等の誤認表示であるとして不正競争防止法上の問題が生じる可能性があり、表現内容の根拠が立証できない場合には、本件のように表示の差止めだけでなく損害賠償責任を負う可能性もあるため留意が必要です。

本件は事例判決ではありますが、各種の事情を詳細に分析

し、品質誤認と判断している点で参考になると思われましたので紹介させていただきます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「デジタル・プラットフォーム(DPF)による人工知能(AI)知財戦略」

執筆者	重富 貴光
書籍名	NBL (New Business Law) No.1207
発行年月	2021年12月1日
出版社	株式会社商事法務

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって提供されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。